○国土交通省告示第四百六十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項の規定に基づき、昭和三十年建設省告示第千百七十八号（水防法第十六条第一項の規定により水防警報を行う指定河川及び海岸）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

伊勢湾沿岸の項を削除する。

○国土交通省告示第四百六十四号

平成二年建設省告示第千七十六号をもって公示した胆沢ダムの建設に関する基本計画に基づいて実施した北上川水系の胆沢ダムの建設は、平成二十六年三月三十一日に完了したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第十四条の規定により、公示する。

平成二十六年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第四百六十五号

昭和五十八年建設省告示第四百十一号をもって公示した漢那ダム及び金武ダムの建設に関する基本計画に基づいて実施した億首川水系の金武ダムの建設は、平成二十六年三月三十一日に完了したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第十四条の規定により、公示する。

平成二十六年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第四百六十六号

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十四条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

河川の名称　億首川及び幸地川

工事等の区間

億首川	
上流端	沖縄県国頭郡金武町字金武喜瀬武原八千九百三番地先
右岸	沖縄県国頭郡金武町字金武喜瀬武原八千九百二番一地先
下流端	沖縄県国頭郡金武町字金武飛留喜田原一万千五百十八番四地先
右岸	沖縄県国頭郡金武町字金武宮城原六千百七十一番二地先
幸地川	
上流端	沖縄県国頭郡金武町字金武幸地原九千百八十七番地先
左岸	沖縄県国頭郡金武町字金武幸地原九千百八十七番地先
右岸	沖縄県国頭郡金武町字金武幸地原九千百八十七番地先
下流端	左岸　億首川との合流点
	右岸　億首川との合流点

工事等の種類　改良工事（沖縄東部河川総合開発事業金武ダム建設工事）

工事等の完了の日　平成二十六年三月三十一日

○国土交通省告示第四百六十七号

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十四条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

名称　金武ダム

位置　左岸　沖縄県国頭郡金武町字金武宇武場原一万四十七番地

右岸　沖縄県国頭郡金武町字金武奥首原六千五百五十四番地

管理の開始の日　平成二十六年四月一日

○国土交通省告示第四百六十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき本大臣において施行中の海岸保全施設に関する工事について、その全部を完了したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

工事を完了した区域

三重県松阪市松名瀬町字松世崎一一五〇番二四地先から同市柿木原町字建長寺五一五番地の三四地先まで、同県多気郡明和町大字川尻字浦山五九八番地の六二四地先から同字五九八番地の六二五地先まで、同町大字北藤原字浦濱八九五番地の八地先から同大字字木場五六八番地地先まで、同町大字浜田字煙曽六〇〇番地の一地先から同町大字八木戸字西新田五六四番地の一地先まで、同町大字大淀（甲）字大洲山二九四三番地の二地先から同字二九四四番地の九地先まで、同県伊勢市東大淀町字東山八四番地の一地先から同市村松町字三田山三八五九番地の二地先まで、同市村松町字今切三五六四番地の二地先から同市有滝町字大浜二二五七番地地先までの海岸に係る海岸保全区域の区域

工事の種類

海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧

工事完了の日

平成二十六年三月三十一日

○国土交通省告示第四百六十九号

国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十号）第十八条第二号及び第三号の規定に基づき、奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の職務に関する研修の方法等を定める告示を次のように定め、同規則の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用する。

平成二十六年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の職務に関する研修の方法等を定める告示

1　国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第十八条第二号の国土交通大臣が定める者は、国の職員又は旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十一条の三第三項に規定する研修の講師の経験者であって、同法その他の旅行業務の取扱いに関し必要な事項について専門的な知識を有する者とする。

2　規則第十八条第三号の国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

一　国土交通大臣又は九州運輸局長が行うものであること。

二　別表上欄に掲げる事項ごとに同表の下欄に掲げる時間行うものであること。

三　次に掲げる基準に適合する教材を使用するものであること。

イ　奄美群島内限定旅行業務取扱管理者として必要な知識及び能力を習得させるのに適当であると認められるものであること。

ロ　別表上欄に掲げる事項を履修させるのに必要な内容を含むものであること。

ハ　その他適当と認められる内容のものであること。

四　受講者の知識及び能力の習得が確認できる修了試験を行い、当該試験に合格した者に対して、修了証明書を交付するものであること。

別表

事項	時間
1　旅行業法及びこれに基づく命令についての知識	二時間以上
2　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款に関する知識	二時間三十分以上
3　国内旅行実務	一時間以上
一　本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金に関する知識	
二　その他本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理の能力	

○国土交通省告示第四百七十号

小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十一号）第二十二条第二号及び第三号の規定に基づき、小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の職務に関する研修の方法等を定める告示を次のように定め、同規則の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用する。

平成二十六年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の職務に関する研修の方法等を定める告示

1　小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第二十二条第二号の国土交通大臣が定める者は、国の職員又は旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十一条の三第三項に規定する研修の講師の経験者であって、同法その他の旅行業務の取扱いに関し必要な事項について専門的な知識を有する者とする。

2　規則第二十二条第三号の国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

一　国土交通大臣又は関東運輸局長が行うものであること。

二　別表上欄に掲げる事項ごとに同表の下欄に掲げる時間行うものであること。

三　次に掲げる基準に適合する教材を使用するものであること。

イ　小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者として必要な知識及び能力を習得させるのに適当であると認められるものであること。

ロ　別表上欄に掲げる事項を履修させるのに必要な内容を含むものであること。

ハ　その他適当と認められる内容のものであること。